

## 福島市基幹系通信回線利用サービス事業者募集要項

### 1 趣旨及び目的

本要項は、福島市基幹系通信回線利用サービス事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

福島市基幹系通信回線利用サービス

#### (2) 業務内容

業務内容 本庁と主要出先機関を接続する広域イーサネット28回線および  
広域イーサネットに閉域接続できるモバイル通信網サービス1回線  
(詳細は「福島市基幹系通信回線利用サービス調達（予定）仕様書」参照)

業務場所 福島市五老内町3番1号 他 福島市の指定する場所

#### (3) 業務の期間

- ①契約締結日 令和6年6月上旬頃を想定
- ②契約期間 令和7年2月からおおむね5年間を想定

ただし、通信回線は令和7年1月4日から使用できることとし、令和7年1月は切り替え期間とするため無償提供を行い、令和7年2月1日からの課金開始とする。

#### (4) 事業費上限額

月額 1,223,200円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 3 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当する者とする。

- (1) 福島市内に本社または事業所を有すること。
- (2) 申請者が福島市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 申請者は、全国の市区町村において、同種または類似業務の受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 参加申請書の提出時において福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

### 4 参加手続き等

参加するにあたり、以下のとおり書類を提出すること。

#### (1) 提出書類（各1部）

- ①事業者選定手続き参加申請書（第1号様式）

- ②会社概要（第2号様式）
- ③同種業務実績調書（第3号様式）
- ④配置予定技術者経歴書（第4号様式）
- ⑤仕様対応確認表（第5号様式）
- ⑥見積書（第6号様式）
- ⑦①から⑥までの電子データ（CD-R）

**(2) 様式の交付方法等**

上記①から⑥までの様式については、公告日より福島市ホームページからダウンロードにより入手すること。また、「10 担当部局」においても同じものを配布する。

**(3) 提出期間**

令和6年4月16日（火）から同年5月7日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

**(4) 提出場所及び方法**

提出期間内に、「10 担当部局」に持参すること。郵送等による提出は認めない。

**5 質問受付及び回答**

業務内容及び選定方法に関する質問等については、以下のとおり受付及び回答を行う。

**(1) 提出期間**

令和6年4月16日（火）から同年4月22日（月）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

**(2) 提出場所及び方法**

提出期間内に、質問書（第7号様式）を作成し、「10 担当部局」に持参または電子メールで送付すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。なお、様式（第7号様式）については福島市ホームページからダウンロードにより入手すること。また、「10 担当部局」においても同じものを配布する。

**(3) 回答方法**

令和6年4月26日（金）までに、全質問及び回答を福島市ホームページへ掲載する。

**6 事業者選定方法等**

**(1) 選定方法**

福島市基幹系通信回線利用サービス事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションを採点した結果を踏まえ、契約候補者及び次点者を決定する。なお、評価項目毎の配点は非公表とする。

| 評価項目 | 様式        | 判断評価基準                                   |
|------|-----------|--|
| ①    | 会社概要      | 第2号様式                                    |
|      | 同種業務実績    | 第3号様式                                    |
|      | 配置予定技術者   | 第4号様式                                    |
|      | 仕様対応確認表   | 第5号様式                                    |
| ②    | プレゼンテーション | サービスの利点、スケジュール管理・切り替え手段、保守体制・災害対策等を評価する。 |

## (2) プレゼンテーションの予定日等

- ①実施予定日 令和6年5月23日（木）  
②内容  
・時間配分については、プレゼンテーション20分間、質疑応答10分間を想定している。  
・正式な日程及び場所等は、参加者に対して通知するものとする。

### [プレゼンテーション項目]

| 番号 | 項目              |
|----|-----------------|
| 1  | サービスの利点         |
| 2  | スケジュール管理・切り替え手段 |
| 3  | 保守体制・災害対策       |
| 4  | 質疑応答            |

## (3) 審査結果

審査結果については、全ての参加者に文書で通知するとともに、福島市ホームページに公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

## (4) 提案内容の一部補正

契約候補者決定後、契約候補者との協議の過程において、当初の提案内容等を一部補正することがある。

## 7 費用負担

参加申請書等の作成に係る費用並びにプレゼンテーションへの参加に係る費用は、提出者の負担とする。

## 8 選定後の契約について

福島市は、契約候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、契約候補者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

## 9 その他の事項

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 委員会関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (5) 提出書類の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (6) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。なお、当該書類は複写することがある。

- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 参加申請者及び最終結果は、原則として公表する。
- (9) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、第4号様式に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡又は退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。

## 10 問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3-1

福島市政策調整部デジタル改革室情報企画課システム管理係 担当：東海林・鈴木

電話番号 024-525-3709

電子メールアドレス [jouhou@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:jouhou@mail.city.fukushima.fukushima.jp)